

江田島市議会災害対応マニュアル

平成29年2月21日

全員協議会決定

1 目的

このマニュアルは、江田島市議会災害対応要領（平成29年2月21日制定。以下「要領」という。）に基づく江田島市議会議員（以下「議員」という。）の具体的な対応マニュアルを定め、災害対応を行うものとする。

2 行動基準

(1) 災害発生時

- ① 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難する。
- ② 議員は、地域の災害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、行動する。

(2) 初動期（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

- ① 議員は、安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に所在又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における災害状況に応じた支援を行い、住民の安全確保や避難所への誘導等に努める。

〔通信方法〕

- ア 電話回線が使用可能であれば、1. 電話 2. メール 3. FAXにより連絡する。
- イ 電話がつながりにくく使用不可能であれば、最寄の本・支所（衛星携帯電話を配備）から連絡する。
- ウ 前記が不可能であれば災害用伝言ダイヤル（171）に録音する。

※議会事務局への連絡

1. 電話 0823-42-6310
2. E-mail gikai@city.etajima.hiroshima.jp
3. FAX 0823-42-6315

(3) 初動期経過後（応急体制）

議員は、各地域における災害状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、支援本部に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援等の共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。

(4) 復旧・復興期

議員は、各地域における災害状況や被災者の要望等を基に、必要に応じ、関連する条例の整備や復興計画、国や県等への復興に関する要望活動を検討する。

3 その他

(1) 参集又は活動時の留意事項

① 服装・携行品

災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、タブレット及び筆記用具など必要な用具を携帯する。また、個人用として、食料、飲料水なども携行して行動すること。

② 交通手段

災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断などが想定されるため、移動手段は、原則として徒歩、自転車又はバイクなどを利用すること。

③ 緊急措置

火災または人身事故など緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な措置をとること。

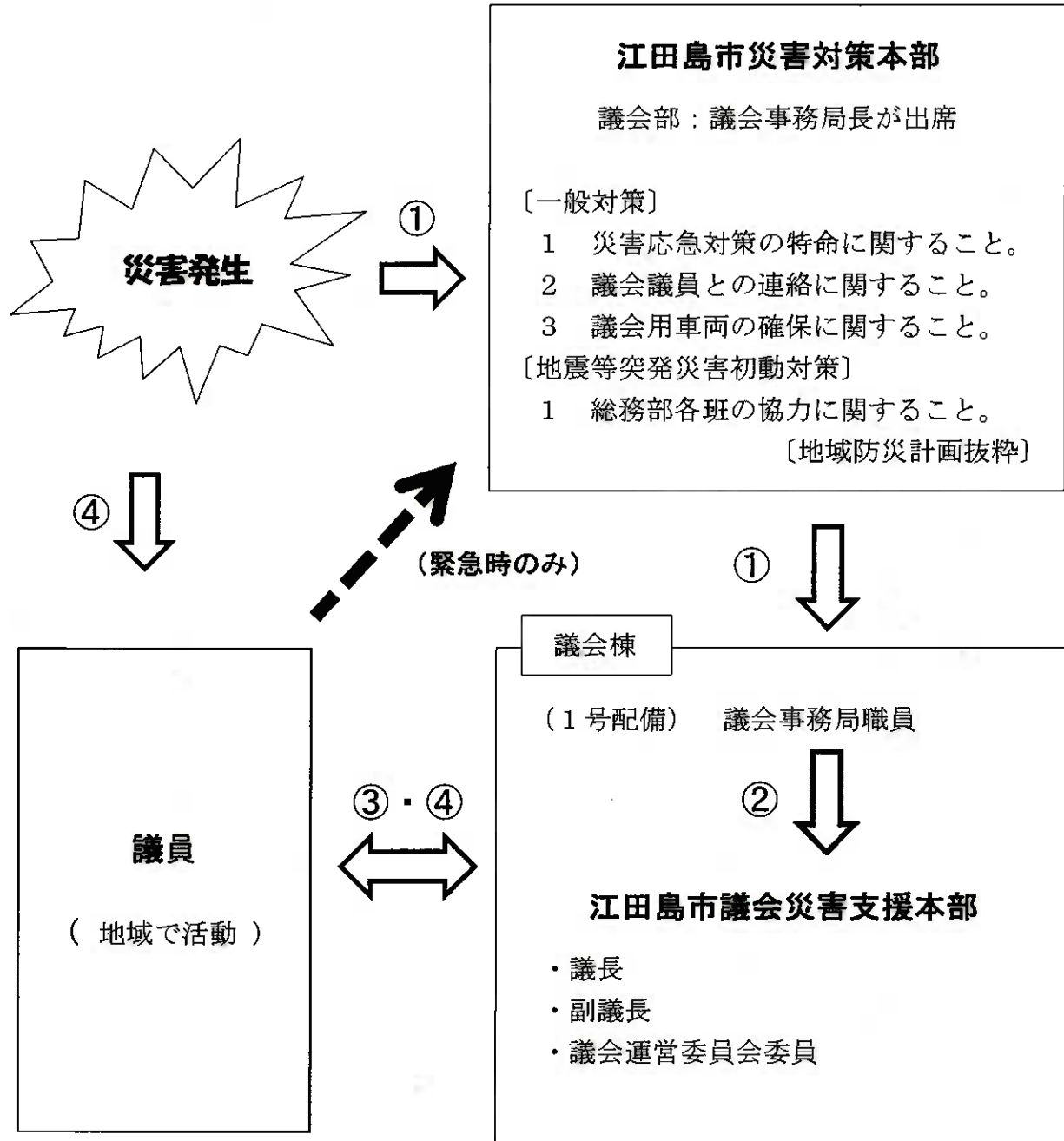
(2) 議長は、支援本部で協議のうえ必要に応じて全員協議会を招集し、被災状況の把握及び今後の議会の対応について協議する。

(3) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

市議会の災害発生時の対応イメージ

平成29年2月21日
全員協議会決定

江田島市災害対策本部及び江田島市議会災害支援本部が設置された場合



- ① 議会事務局長及び議会事務局職員は、必要な情報を収集する。
- ② 議会事務局職員は、災害対策本部から得た情報等を支援本部に報告する。
- ③ 議会事務局職員は、支援本部に報告した情報を必要に応じて議員に提供する。
- ④ 議員は、各地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、支援本部に情報を提供する。

なお、災害状況の確認及び要望等は災害支援本部へ行うこととし、緊急を要する場合を除き、直接、災害対策本部及び市担当部局へは行わない。

江田島市議会災害対応要領

平成29年2月21日

全員協議会決定

(目的)

第1条 この要領は、江田島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合に市議会が災害対策本部の対応を支援するとともに、災害において迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定める。

(災害の定義)

第2条 この要領において「災害」とは、災害対策本部の設置に起因する災害をいう。

(災害支援本部の設置)

第3条 議長は、災害対策本部が設置された場合において、これに協力する必要があると認めるときは、市議会内に江田島市議会災害支援本部（以下「災害支援本部」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がこれを設置することができる。

2 議長は、災害支援本部を招集したときは、災害対策本部に連絡するものとする。

3 災害支援本部は、議会会議室に置く。ただし、議会会議室が使用できない場合は、災害対策本部と協議の上、議長が別に定める場所に置く。

(災害支援本部の組織)

第4条 災害支援本部は、議長、副議長及び議会運営委員会の委員をもって組織する。

2 議長は、災害支援本部を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長に事故があるとき、又は欠けたときは、議会運営委員会の委員長又は副委員長が、その順に議長の職務を代理する。

5 議長は、必要があると認める場合は、議会運営委員会の委員以外の議員に対し、災害支援本部への出席を求めることができる。

(災害支援本部の役割)

第5条 災害支援本部は、次の各号の役割を担うものとする。

(1) 議員の安否情報を収集すること。

(2) 災害対策本部から災害状況の報告を受け、議員に情報を提供すること。

(3) 議員が把握している情報を収集・整理し、災害対策本部に情報を提供すること。

- (4) 災害対策本部からの依頼事項について協議し、対応すること。
- (5) 必要に応じて国、県、関係機関等への要望活動を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に関し議長が特に必要があると認めること。

(議員の対応)

第6条 議員は、災害が発生した場合は、次に掲げる行動をとるものとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に連絡し、連絡体制を確立すること。
- (2) 被災地、避難所等で把握し、又は確認した情報については、緊急の場合を除き、議会事務局に連絡すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害支援本部が招集された場合は、その決定に基づき行動すること。

(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、災害対策本部において得た情報を議長に報告すること。
- (2) 議会事務局職員は、上司の命を受けて災害対策に従事すること。

(本会議等における対応)

第8条 議長は、本会議開会中に災害が発生した場合は、必要に応じ会議を休憩、延会又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他の安全確保のための対応を行わせるものとする。

2 委員長は、委員会開会中に災害が発生した場合は、前項と同様の措置をとるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要領は、平成29年2月21日から施行する。